

國立陽明大學組織規程第 14 條第 8 款

- 95 年 3 月 14 日教育部台高(二)字第 0950027489 號函核定
 95 年 7 月 11 日教育部台高(二)字第 0950092502 號函核定
 96 年 7 月 27 日教育部台高(二)字第 0960103750 號函核定
 96 年 10 月 30 日教育部台高(二)字第 0960163306 號函核定
 96 年 12 月 25 日教育部台高(二)字第 0960103750 號函核定
【96 年 3 次修正均經教育部 97 年 12 月 4 日台高(二)字第 0970245341 號函同意自 96 年 8 月 1 日生效】
 97 年 8 月 22 日台高(二)字第 0970161233 號函核定(自 97 年 8 月 1 日生效)
 98 年 1 月 6 日考試院考授銓法三字第 0983009351 號函修正核備(溯自 97 年 8 月 1 日生效)
 98 年 5 月 20 日教育部台高(二)字第 0980086539 號函核定(自 98 年 8 月 1 日生效)
 99 年 3 月 16 日考試院考授銓法三字第 0993177349 號函修正核備(溯自 98 年 8 月 1 日生效)
 100 年 1 月 10 日教育部臺高(二)字第 0990201226 號函修正核定(自 99 年 8 月 1 日生效)
 100 年 2 月 11 日教育部臺高(二)字第 1000012592 號函核定(自 100 年 2 月 1 日生效)
 100 年 6 月 7 日考試院考授銓法三字第 1003348341 號函修正核備(溯自 100 年 2 月 1 日生效)
 100 年 8 月 10 日教育部臺高(二)字第 1000141656 號函核定(自 100 年 8 月 1 日生效)
 100 年 11 月 17 日考試院考授銓法三字第 1003506624 號函核備(溯自 100 年 8 月 1 日生效)
 101 年 8 月 15 日教育部臺高(三)字第 1010149142 號函核定(溯自 101 年 8 月 1 日生效)
 102 年 2 月 7 日考試院考授銓法三字第 1023682068 號函核備(溯自 101 年 8 月 1 日生效)
 102 年 3 月 20 日教育部臺教高(一)字第 1020042370 號函核定(溯自 102 年 2 月 1 日生效)
 102 年 5 月 23 日考試院考授銓法四字第 1023732792 號函核備(溯自 102 年 2 月 1 日生效)
 102 年 7 月 16 日教育部臺教高(一)字第 1020106141 號函核定(自 102 年 8 月 1 日生效)
 102 年 8 月 13 日考試院考授銓法四字第 1023754548 號函核備(自 102 年 8 月 1 日生效)
 103 年 9 月 5 日教育部臺教高(一)字第 1030132836 號函核定(自 103 年 8 月 1 日生效)
 103 年 10 月 2 日教育部臺教高(一)字第 1030144355 號函核定(自 103 年 8 月 1 日生效)
 104 年 3 月 6 日教育部臺教高(一)字第 1040029565 號函核定(自 104 年 2 月 1 日生效)
 104 年 4 月 30 日教育部臺教高(一)字第 1040056929 號函核定(自 104 年 4 月 1 日生效)
 104 年 7 月 14 日教育部臺教高(一)字第 1040094308 號函核定(自 104 年 8 月 1 日生效)
 104 年 8 月 13 日考試院考授銓法四字第 1044007196 號函核備(5 次, 分別自 103 年 8 月 1 日、104 年 2 月 1 日、104 年 4 月 1 日、104 年 8 月 1 日生效)
 105 年 8 月 2 日教育部臺教高(一)字第 1050107481 號函核定(自 105 年 6 月 15 日、105 年 8 月 1 日生效)
 105 年 8 月 29 日考試院考授銓法四字第 1054136439 號函核備(自 105 年 6 月 15 日、105 年 8 月 1 日生效)
 106 年 4 月 18 日教育部臺教高(一)字第 1060052107 號函核定(自 106 年 4 月 18 日生效)
 106 年 8 月 7 日考試院考授銓法四字第 1064251132 號函核備(自 106 年 4 月 18 日生效)
 106 年 6 月 30 日教育部臺教高(一)字第 1060093024 號函核定(自 106 年 8 月 1 日生效)
 106 年 7 月 26 日考試院考授銓法四字第 1064247076 號函核備(自 106 年 8 月 1 日生效)
 107 年 1 月 3 日本校第 50 次校務會議修正通過

第二章 組織及會議

第十四條 本大學設下列各種會議：

- 八、系(所)務會議：以系主任(所長)及本系(所)教授、副教授、助理教授及講師(含合聘教師)組成，各系所得
依需要請學生代表至少一人出席，並視需要請職技人員代表列席，以系主任(所長)為主席，研議該系(所)教學、研究及其他有關事項。
學生代表由各學系學會會長、研究生代表擔任。
 人文與社會教育中心會議之相關事項比照前二項規定辦理。